

V 政治資金関係申請・
届出オンラインシステム

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金規正法に基づく各種の届出や収支報告を、インターネットから原則 24 時間 365 日どこからでも行えるシステムです。

なお、国会議員関係政治団体は、政治資金収支報告書のオンライン提出の努力義務規定があります。(法第 19 条の 15)

(1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24 時間 365 日提出が可能となる。
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる。
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要となる。

(2) 利用申請の手続

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、利用申請を行う必要があります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが必要です。）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】（記載例 P78）があります。

申請方法の詳細は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ [https://kyoudou.soumu.go.jp/] よりご確認ください。

なお、申請方法、申込者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続きが異なりますのでご注意ください。

【申請の違いによる利用可能な手続一覧】

手続	公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届	○			
政治資金団体指定届	○		○	
政治資金団体指定取消届	○		○	
届出事項等の異動届	○		○	
政治団体解散届	○※1	○※1		
政治団体支部解散届	○※2		○※2	
資金管理団体指定届	○		○	
資金管理団体届出事項の異動届	○		○	
資金管理団体指定取消届	○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届	○		○	
収支報告書	定期分		○	○
	解散分	○※1	○※1	

※ 1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

※ 2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨及びその年月日を届け出ることができます。

政治団体 ID	
外字置き換え候補	<input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない

※行政機関記入欄

受付印

**政治資金関係申請・届出オンラインシステム
新規利用者登録申込書**

令和〇年 1 月 10 日

送付先 茨城県

選挙管理委員会 殿

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意の上で新規利用者登録を申し込みます。

申込者 (下記申請団体の代表者又は会計責任者)	よりがな	おつの		じろう		
	氏名	乙 野		次 郎		
	住所	(〒 310 - 0011)				
		茨城	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	水戸	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
		三の丸 100				
	電話番号	029-000-0000				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 30 年 10 月 1 日 <input type="checkbox"/> 令和				
	メールアドレス (ユーザ ID)	XXX・△△△.com				
本人識別書類	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 官公庁が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (原本) <input type="checkbox"/> 特許法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()					
申請者区分 (代理人が申請する場合は委任状が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 代理人氏名 _____ ※ 代理の場合は代理人申請不可					
政治団体	よりがな	このたろうこうえんかい				
	名称	甲野太郎後援会				
	主たる事務所の所在地	(〒 310 - 0011)				
		茨城	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	水戸	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
	三の丸 200					
主たる活動区域	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの都道府県区域で活動 <input type="checkbox"/> 二以上の都道府県にまたがって活動					
申請者区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 会計責任者 ※ 代表者等の届出は会計責任者区分での申請となります(代表者区分でも可)。		解散団体 (既に解散している政治団体の場合にチェック)		<input type="checkbox"/>	
初回パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合にチェック)			<input type="checkbox"/> 無 チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。			

【注意事項】

- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
- 申請者区分(代表者・会計責任者)によりご郵送いただける手続が異なります。後援者等の届出は会計責任者区分での申請のみ可能です(住所変更も同様)。
- 申込書の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人識別書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
- 郵送で申し送れないなど場合は、利用書(申込書)の本人識別書類を郵送してください。なお、本人識別書類に添付個人情報は、本利用申し込みの届出以外の目的では利用いたしません。
- 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスまで、従来ヘルプデスクから置き換え希望の候補が送付されます。